

被扶養者認定要領

保険局長通知による、収入のある者についての認定基準額を遵守し、かつ、組合として以下の事項について認定基準の細部を定める。

1. 就業状況による認定手続きの取扱い

- (1) 申請前に職業についていたことがなく、無職の場合、または、退職後1年以上経過している場合
市町村発行の所得証明書でもって、無収入であることを確認し認定する。
- (2) 申請前は健康保険の被保険者であった場合で、退職により被扶養者申請する場合
直近6ヶ月分の給与明細書の写し及び事業主発行の退職証明書、または、雇用保険離職票 NO.1 及び2の写し、失業給付受給中の場合は、ハローワーク交付の雇用保険受給資格者証の写しで判定。
雇用保険の失業給付については、雇用保険失業給付の受給期間は、被扶養者として認定しない。ただし、受給額が月額3,611円以下の場合は認定する。
(60才以上又は障害厚生年金要件に該当する程度の障害者は4,999円以下)
- (3) パート・アルバイトで就業している場合
労働時間・労働日数・時給等を明記した雇用契約書の写し、または、給与明細書(直近3ヶ月以上)・賞与明細書(直近)の写しで所得等を証明することにより、年間収入額を推定し、年間130万円未満であると推定される場合は被扶養者として認定する。
ただし、年の途中で転職した場合は、年間収入額が変動するので、転職した場合は、新事業主による雇用契約書の写しにより総合的に判断する。被扶養者の収入が大きく変動し限度額を超えた場合は、その時点で認定は取り消す。

2. 認定対象者が、別居の父母の場合(60歳以上の場合、または、障害厚生年金受給者)

収入基準額については、同居の場合に準ずる。

3ヶ月以上の送金の明細を入手の上、年間送金額を推定し、認定対象者の収入総額より、送金額が上回る場合、認定する。

3. 参考として保険局長通知・課長通知を別途添付。

付 則

この要領は、平成21年7月15日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(参考)

昭和52年4月6日保発第9号、庁保発第9号による取扱い要領

1. 収入がある者についての被扶養者の認定について

(1) 被扶養者として届出に係わる者（以下「認定対象者」という。）が被保険者と同一世帯に属している場合

- ① 認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合、又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満）であつて、しかも、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は原則として被扶養者に該当するものとする。
- ② 上記①の条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上の者である場合、または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては、180万円未満）であつて、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められる時は、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。

(2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上である場合、または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては180万円未満）であつて、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。

(3) 上記（1）及び（2）により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当性を欠くことになると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

2. 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

(1) 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入（当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ。）の多い方の被扶養者とすることを原則とする。

(2) 夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出

により、主として生計を維持する者の被扶養者とすること。

- (3) 共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であつて、その者に当該被扶養者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けているものの被扶養者として差し支えないこと。